

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年6月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から39年1月まで  
③ 昭和39年2月から41年3月まで  
④ 昭和41年6月から42年3月まで

申立期間①及び②については、勤務先の給与から天引きされていると思っていたが、帰郷後に役場で未納を指摘され、2回に分けて納付したにもかかわらず、未納のままとされているのは納得できない。

申立期間③及び④については、地区の役員が毎月集金しており、納付していないはずはなく、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、「昭和39年2月にA町に帰郷してから1、2年後に、母親が5万円、私が5万円弱の計10万円弱の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、さかのぼって保険料を納付できるのは2年分までであることから、制度上納付できない期間が含まれ、申立内容には不自然さがみられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されていた時期ではなく、納付したと主張する金額も、その後に3回実施されている特例納付の、いずれによって納付した場合に必要な金額とも大幅に異なっている。

さらに、申立期間③については、申立人は、「昭和39年2月の帰郷後の国民年金の加入手続は、母親が行った。」と主張しているが、その母親は既に他界しており、申立人は当該加入手続に直接関与していないところ、申立人

の国民年金手帳記号番号払出簿及び氏名索引簿の備考欄により、A町への転出処理が42年になってから行われていることが確認できること、及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が42年4月28日に、41年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人のA町での国民年金の加入手続は、39年2月の転居の際には行われず、42年ごろに行われたことが推認でき、それ以前の保険料を地区の役員の集金により納付していたことは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間④については、上述のとおり、申立人は、昭和42年4月28日に、申立期間④の直前である41年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間④以降、60歳に至るまでの保険料をすべて納付していることから、申立人が、42年4月の時点で納付可能であった申立期間④の10か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年9月まで  
② 昭和61年1月から同年9月まで

申立期間①については、昭和60年4月から働いており収入があったので、国民年金保険料を定期的に納付していたか、あるいはさかのぼって納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、その前後の国民年金保険料を納付していながら、その間の保険料を納付しないはずはなく、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の職権適用者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和63年1月16日に払い出されていることが確認できること、及びA市から申立人に対して、「国民年金加入について（お知らせ）」という文書が63年1月21日付けで発出されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、63年1月の時点において、申立期間①の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、申立人は、さかのぼって納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は昭和63年1月30日に、その時点でさかのぼれる限度である60年10月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、同期間の納付を申立期間①の納付と混同していることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人は、上述のとおり、昭和 63 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、同時点でさかのぼって納付することが可能である 60 年 10 月以降の国民年金保険料について、申立期間②を除き、すべて納付していることから、申立人は、国民年金の加入手続後については、年金制度をよく理解し、納付可能期間について未納を無くすように努めていたことが認められ、申立期間②の 9 か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで

C高等工業学校（現在は、C工業大学）航空工学科に在学中に卒業免除を受け、昭和19年5月にA社B製作所に入社し、同年9月に正社員に昇格して、終戦まで技手として勤務した。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B製作所の正員住所録及び同期入社の同僚の証言により、申立人が、申立期間に当該事業所において技手として勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に同時期に入社した全国の高等工業学校出身者で構成される「D会」に所属する同僚は、申立期間において、当該事業所では給与から厚生年金保険料が控除されていたと証言している。

さらに、同期入社の同僚が名前を覚えていた庶務の女性3人及び寮の事務の女性は、正員住所録に氏名の記載がなく正社員ではなかったと思われるが、いずれも昭和19年10月から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

なお、申立人を含む昭和19年度同期入社の同僚全員にA社B製作所における被保険者記録が確認できないことについては、当時、6万人を超える社員が在籍していたとされる当該事業所において、昭和19年6月以降、一般職員が厚生年金保険の被保険者資格を取得できることになったことに伴い、膨大な数の資格取得手続が行われたことから、申立人を含む同期入社の同僚全

員の資格手続が漏れてしまった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当時の給与額に係る記憶及び同僚の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が解散しているため事業主に確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年7月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 22 日

平成 16 年 6 月 22 日にA社から支給された賞与より厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。

賞与支給明細書により保険料が控除されていることが確認できるので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 16 年 6 月分賞与支給明細書及び 16 年分源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書及び源泉徴収簿の賞与額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 6 月 22 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年3月5日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月27日から同年5月1日まで  
② 平成2年12月1日から3年10月31日まで  
③ 平成3年10月31日から4年3月5日まで

申立期間①及び③については、継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無く、また、申立期間②については、標準報酬月額が32万円から22万円に引下げられて訂正されており、納得がいかないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、社会保険庁の記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は32万円と記録され、資格喪失日は平成4年3月5日と記録されていたことが確認できる上、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は、2年12月1日から4年3月5日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人が平成2年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、3年10月1日に標準報酬月額の定時決定の処理が行われた後の4年5月7日付けで、当該事業所の厚生年金保険適用事業所の全喪日が3年11月30日までさかのぼって処理されると同時に、申立

人の被保険者資格喪失日は、4年3月5日から3年10月31日に訂正され、標準報酬月額は、資格取得時の2年12月1日までさかのぼって32万円から22万円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所では、申立人以外にも複数の従業員に対し、申立人と同様な資格喪失日及び標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できるところ、このように適用事業所の全喪日をさかのぼった上に、資格喪失日及び標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日及び標準報酬月額の訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立期間③に係る申立人の資格喪失日は、当初記録されていた平成4年3月5日であると認められ、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額は、当初記録されていた32万円に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、減額訂正される前の当初の標準報酬月額に係る記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人は、平成2年4月26日にB社を離職していることが確認できる上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、このほか、厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間にかかる保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月16日から同年7月25日まで

B社本社から子会社のA社への転勤に際して、厚生年金保険の被保険者期間が2か月間空白になっている。継続して勤務しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から申立人に交付された「在籍証明書」及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和33年3月5日からB社及びA社に継続して勤務（昭和54年5月16日にB社からA社に異動）していたことが認められる。

また、当該事業所は、異動時における事業所間の届出日の相違を認めており、「保険料は給与から控除していたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年7月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和54年5月16日とすべきところを同年7月25日と誤ったことを認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る54年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 長野国民年金 事案 597 (事案 386 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年10月までの期間及び50年3月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年10月まで  
② 昭和50年3月から51年4月まで

申立期間について、それぞれ会社退職後に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は昭和44年5月ごろA市において国民年金に初めて加入していることが確認できるが、同年10月に国民年金被保険者資格をいったん喪失しており、その後、平成4年2月にB市において新たな国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金に加入していることは確認できるものの、昭和44年10月に被保険者資格を喪失後、新たに国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの間、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったことを確認することができないこと、ii) 申立人は、切替手続きに関する明確な記憶が無い上、申立期間後においても長期にわたる未加入期間が複数あり、申立人が会社退職後速やかに切替手続きを行ってきた状況にはないことから、両申立期間に限って切替手続きを行ったとは考え難いこと、iii) 納付の実態が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間について、それぞれ会社退職後に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した記憶があると主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

A社に平成元年 3 月まで勤務し、同年 3 月分の厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず当該月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社の給与明細書により、申立人が退社した平成元年 3 月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるとともに、入社月の給与明細書においても厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該事業所では、厚生年金保険料を当月控除の取扱いとし、申立人は、同年 3 月分の厚生年金保険料を同年 3 月分の給与から控除されていたと考えられる。

しかし、雇用保険の離職日の記録、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び社会保険被保険者台帳により、申立人の当該事業所における退職日は平成元年 3 月 25 日であったことが確認できる。

また、当該事業所では、退社の際は、給与の締め日の翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いをしていたとしていること、及び当該事業所の給与の締め日が毎月 25 日であったことなどを考え合わせると、申立人については、退職日の翌日である平成元年 3 月 26 日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続が行われたと考えられる。

さらに、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条

において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、社会保険庁に記録されている平成元年3月26日であると認められ、申立人が主張する同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 16 日から 40 年 1 月 1 日まで

平成 16 年に年金の受給を申請しようとしたところ、A社に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金を支給されたことになっているとの説明を受けた。当時は脱退手当金という制度があることを知らなかったので、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともない。脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年1月1日の前後に資格を喪失し、受給要件を満たしている女性65名のうち、55名に脱退手当金の支給記録があり、このうち41名は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者がいることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高い。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が記されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年4月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月16日から同年5月20日まで

申立期間前はA協会B支局、申立期間後は同協会C支局において厚生年金保険被保険者の記録がある。申立期間も同事業所で勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A協会B支局は、昭和28年2月16日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、社会保険事務所が保管する同支局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日付けで申立人を含む所属職員17人全員が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、同協会の元幹部は、「同協会B支局は、昭和28年2月15日に閉鎖した。その後、所属職員のうち数人を同協会C支局に移籍させた。」と証言しており、社会保険事務所が保管する同協会C支局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む移籍した職員6人が、申立期間後の同年5月20日に一緒に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該6人が、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることについて、同幹部は、「B支局閉鎖に伴う騒動のため、資格取得の手続が遅れたのかもしれない。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する当時の同僚は既に他界している上、上記幹部以外の関係者からの有力な証言が得られないことから、申立期間における申立人の勤務実態は不明で、給与から厚生年金保険料が控除されていたとする事情は見当たらない。

加えて、同協会は、昭和35年4月1日までにすべての事業所が厚生年金



保険の適用事業所を全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 9 日から 41 年 2 月 1 日まで  
中学を卒業後、4社で合計約7年間働いた記憶がある。社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間が8か月となっているが、申立期間を含む2年間勤務した記憶があり、また当該事業所名はB社であったかもしれないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間を含む昭和39年1月20日から41年1月31日まで継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、複数の元同僚は、「39年9月又は10月に会社は倒産した。」と証言している上、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、39年11月30日に全喪し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できる。

また、複数の元同僚によると、「当該事業所退職後、申立人はCデパート内にある売り場で勤務した。」と証言しており、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間に係る昭和39年10月21日から40年8月31日まで、D社（Cデパートで人形を販売）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人が当該事業所はB社であったかもしれないとしていることについては、社会保険庁の記録により、当時、B社という事業所の存在が確認できるものの、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。